

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 6月 6日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所長 青野 英明

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 クロマグロ輸送業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成30年 7月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地金消費税に係る課税事業者であるか、消費税を積もった契約希望金額の入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「運送」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、第三者に委託することなく業務を履行できることを証明すること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所
業務推進部業務管理課用度係
電話 095-860-1610
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「【クロマグロ輸送業務】入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「【クロマグロ輸送業務】入札説明書メールアドレス希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に上記3.アックの質疑があつた場合には、平成30年6月1日までに質問を行う入札者には、入札説明会を開催し、質疑応答を行います。質疑があつた場合は、入札説明会を開催し、質疑応答を行います。質疑があつた場合は、入札説明会を開催し、質疑応答を行います。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
(2) 提出場所
(3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)及び(6)を証明する証明書等提出しなければならない。3.①に同じ。平成30年6月20日10時00分入札書及び証明書等は、上記日時まで提出。開札は、証明書等の審査を終了した下記6.(1)にて行う。

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所
(2) 開札の日時及び場所

平成30年6月20日10時00分
3.①に同じ。
平成30年6月21日14時00分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所 小会議室

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
(3) 入札の無効
(4) 契約書作成の要否
(5) 落札者の決定方法
(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
(7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。
免除。
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
要。
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写しを提出すること。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
(2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

再就職していること又は課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産大学校を含みます。
役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちいたしたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 クロマグロ輸送業務
2. 業務目的 当機構がクロマグロを購入する販売業者の海上生簀から長崎庁舎のクロマグロ飼育用陸上水槽まで良好な状態で活魚輸送することを目的とする。
3. 業務場所 **【積み込み場所】**
クロマグロ幼魚販売業者
〒853-0051 長崎県五島市平蔵町 1475 番地第 2
大洋エーアンドエフ株式会社 五島事業所
【積み降ろし場所】
〒851-2213 長崎県長崎市多以良町 1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所 長崎庁舎前岸壁
4. 業務日程 平成 30 年 6 月 26 日～7 月 21 日のうち、当所が指定する日とする。
また、天候等におけるリスク回避により業務実施日変更の可能性があるため、その場合は担当職員と連絡調整を行い、業務実施日を決定すること。
5. 業務内容 以下の内容に基づき、業務を実施すること。
なお、積み降ろし以降の収容作業については、当所職員が対応する。
①クロマグロ幼魚販売業者の海上生簀に活魚輸送船を到着させ、クロマグロ幼魚（体重約 10 kg、80 尾）を船艙に積み込み、当所長崎庁舎前岸壁まで輸送すること。なお、積み込み作業時間は業務実施日の 8 時 30 分～17 時 00 分とする。
②積み込み場所から積み降ろし場所まで、当所職員 1～2 名を乗船させること。
③当所長崎庁舎前岸壁到着後、船艙から 1 尾ずつクレーン（専用担架使用）で吊り上げ、岸壁に待機する輸送トラックの荷台内水槽へ積み降ろしを行うこと。

活魚輸送船の船艙及び輸送の仕様は以下のとおりとする。
1) クレーンを装備する 300 トンクラスの活魚輸送船であること。
2) 船艙の総容量が 300 トン程度で、6 船艙以上を有すること。なお、1 船艙の容量は 45～55 トンを有すること。
3) 酸素ポンペを適量積載し、何時でも使用可能であること。
4) 船艙の壁面は、赤または黒の格子模様とすること。
5) 積み込み及び積み降ろし作業等において、待機時のクロマグロの生存にかかわる船艙への注水及び排水、酸素通気等の必要な措置は請負業者にて実施すること。
6) 活魚輸送船から陸上水槽への運搬に使用するクロマグロ専用担架、運搬等機材及び輸送トラックは当所が準備する。
6. 完了報告 本業務は、完了届もしくは完了報告書の提出をもって業務完了とする。

7. 特記事項
- 1) クロマグロは他魚種に比べて酸素消費量が大きいことに加えて、溶存酸素量の低下に敏感で狂奔や異常遊泳を起こしやすいので、積み込み及び積み降ろし時は細心の注意を払って作業を実施すること。
 - 2) 積み込み及び積み降ろし時は、輸送船の走行時のように船底から新鮮な海水が絶えず供給される状況ではないため、船外の海水をポンプで船艙へ適宜注水すること。
 - 3) 80 尾を船艙 6 槽への積み込み、及び積み降ろしを行うにはかなりの時間を要する。この時間中、船艙内の魚には酸欠などのリスクがあるので、その旨を念頭に置いて作業を実施すること。
 - 4) 1)～3) の点を考慮し、魚の状態を瞬時に判断及び予見して海水注水、排水、酸素通気などの適切な措置を取ること。なお、過剰な酸素通気は酸素過剰症など後日の生残に大きな支障を来す可能性がある場合もあり、最小限の使用にとどめること。
8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。